岩手県告示第220号

いわて子どもの森条例(平成15年岩手県条例第25号)第6条第2項の規定により、いわて子どもの森の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額(附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額)

表1 施設の利用料金

区 分			単位	利用料金
宿泊室	基本利用料金		1日までごとに1室につき	円 6, 630
	加算利用料金	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1人につき	670
		一般	1日までごとに1人につき	1, 320
			9時から12時まで	1, 320
会議室			13時から17時まで	1, 850
		9時から17時まで	3, 180	
			9時から12時まで	5, 430
研修室			13時から17時まで	7, 290
			9時から17時まで	12, 710
			9時から12時まで	2, 390
調理体験室			13時から17時まで	3, 180
		9時から17時まで	5, 560	
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合		9時から12時まで	12, 060
			13時から17時まで	16, 160
			9時から17時まで	28, 210
	入場料等を徴収する 場合	興行として行うものでない場合	9時から12時まで	18, 150
			13時から17時まで	24, 240
			9時から17時まで	42, 390
		興行として行うものである場合	9時から12時まで	36, 290
			13時から17時まで	48, 480
			9時から17時まで	84, 770
テントサイト	一般サイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	1, 320
		一時使用	1区画につき	670
	世界のテント	宿泊	1日までごとに1区画につき	3, 970
		一時使用	1区画につき	1, 990
シャワー			1人1回につき	140

備考1 宿泊室の利用料金は、基本利用料金及び加算利用料金を合算した額とする。

- 2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。
- 3 幼児に係る宿泊室の加算利用料金は、無料とする。
- 4 会議室、研修室、調理体験室及び多目的ホールについて、やむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、13時から17時までの利用料金の額の時間割計算による額の

150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は 1時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 5 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その 他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 6 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

表 2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
	宿泊	1日までごとに1張につき	円
テント			1, 320
	一時使用	1 張につき	670
	宿泊	1 目までごとに 1 式につき	670
炊事用具	一時使用	1式につき	330
宣代	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1日までごとに1個につき	140
寝袋	一般	1日までごとに1個につき	260
· 力兼□ · 击□	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1 台につき	140
自転車	一般	1 台につき	260
上ノフキ	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1式につき	140
歩くスキー	一般	1式につき	260

備考1 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

2 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

2 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日